

お知らせ

国では、令和4年1月25日（火）に大阪府等を対象に「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されるとともに、その期間を令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）までとすることが決定されました。

大阪府では、令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）まで、まん延防止等重点措置に基づく要請として、府民に対して、引き続き、「感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底」及び「会食を行う際は、4ルール※に留意すること」等が要請されている他、「混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること」及び「営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと」が新たに要請されています。

※4ルール：同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、ゴールドステッカー認証店舗を推奨、マスク会食の徹底

本市では、府の要請等を踏まえ、コミュニティセンターの利用について、令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）まで、引き続き、「**利用人数を各部屋の収容定員の100%以内(大声や飲食等を伴う活動は50%以内)**」、「**開館時間を午後10時まで**」とすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、イベント※を実施する場合は、大阪府様式の「**感染防止策チェックリスト（イベント開催時のチェックリスト）**」を作成し、**HP、SNS、会場への掲載等により公表**するとともに、**イベント終了より1年間の保管**をお願いいたします。

※イベント：主たる参加者が不特定多数を占める催物や行事

なお、利用者の皆さまには、ワクチン接種の有無に関わらず自己への感染を回避していただき、また、他人に感染させないよう徹底していただくとともに、**改めて、ご利用の有無をご判断**いただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。